

次期保健福祉総合計画各論（地域分野）の素案について

第1章 地域分野の基本理念等

1 地域分野の基本理念

今後、福岡市においても、少子高齢化が一層進展し、支え手が不足する一方で、支援を必要とする人が増加する超高齢社会が確実に到来します。

地域においては、高齢者や障がい者など、支援を必要とする人を見守り、支え合うための持続可能な制度や仕組みが必要となっていくます。

また、近年、単身世帯や高齢者世帯の増加、人々の価値観や生活スタイルの変化などにより近所付き合いは希薄化しており、住民の社会的孤立を防ぐためには、地域でのつながりをはじめ、市民相互のつながりを強めていく必要があります。

福岡市は、小学校区を一つの単位として、自治協議会、自治連合会等が組織され、活動の拠点として公民館が設置されています。一方で、5年間の現住所居住率が政令市中最も低く、転入・転出が多いことから、コミュニティ形成が難しい都市と言えます。

また、都心部、郊外部、農漁村部など、地域によって人口構成や生活の利便性等はもちろん、社会資源も大きく異なっています。

このような中、地域の特性に応じた支え合い活動が、より小さな単位から市レベルの単位まで様々なエリアで効率的・効果的に展開され、元気高齢者をはじめ、地域団体や企業・NPO、社会福祉法人等、多様な担い手が地域活動に主体的に参加し、支援が必要な人を支え合う施策を推進することが必要です。

このようなことから、本計画の地域分野（以下「本分野」という。）の基本理念としては、

『住み慣れた地域の中で、誰もが、地域を構成する一員として、自分らしく、日常生活を送ることができるように、様々な主体が相互に連携し、支え合う社会を実現する』

こととします。

○参考条文

社会福祉法

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域福祉計画としての位置付け

本分野は社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として、地域福祉の方向性及び取り組みを示すものです。

また、序論第3章における各計画との相関関係の他に、福岡市社会福祉協議会が、地域住民や各種団体と協力して、地域福祉を推進していくために策定する地域福祉活動計画と相互に連携していくものです。

なお、「高齢者」や「障がい者」、「子ども」に関する分野の施策については、本来、地域福祉計画の対象範囲ですが、本計画各論の他分野及び「第4次福岡市子ども総合計画」（平成27～31年度）で定められている事項については、本分野には原則記載しません。ただし、広く全世代にまたがる施策については、本分野の対象範囲とします。

○参考条文

社会福祉法

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3 基本目標

本分野の基本理念と本計画総論で示した政策転換に基づく3つの施策の方向性を踏まえ、下記の3つの基本目標を掲げ、地域福祉の推進を図ります。

(1) 市民の福祉意識の醸成と環境づくり

市民一人ひとりが、自分の住んでいる地域に愛着を持つとともに、地域における支え合いの担い手として主体的に参加していく地域づくりを目指します。

(2) 地域での助け合い・支え合い活動の推進

住民相互の顔の見える関係のもと、身近なところでお互いに支え合い、さまざまな団体が連携した活動が行われている地域づくりを目指します。

(3) 必要なサービスが受けられる仕組みづくり

市民一人ひとりのニーズに適切に対応したサービスが提供できる仕組みを目指します。

4 施策体系

3つの基本目標に基づいて、次の体系図のもとに施策を推進していきます。

基本目標	施策
市民の福祉意識の醸成と環境づくり	福祉意識の醸成
	人材の育成・確保
	ユニバーサルデザインの理念による地域づくり
地域での助け合い・支え合い活動の推進	地域活動への参加の促進
	住民相互の顔の見える関係づくり
	持続可能な支え合いの仕組みづくり
	地域福祉活動団体等への支援や団体間の連携強化
	多様な主体の参画による新たなサービスの創出
	要援護者の支援対策
必要なサービスが受けられる仕組みづくり	必要なサービスが必要な人に届く情報提供や案内の充実
	権利擁護体制の充実
	生活困窮者の自立支援

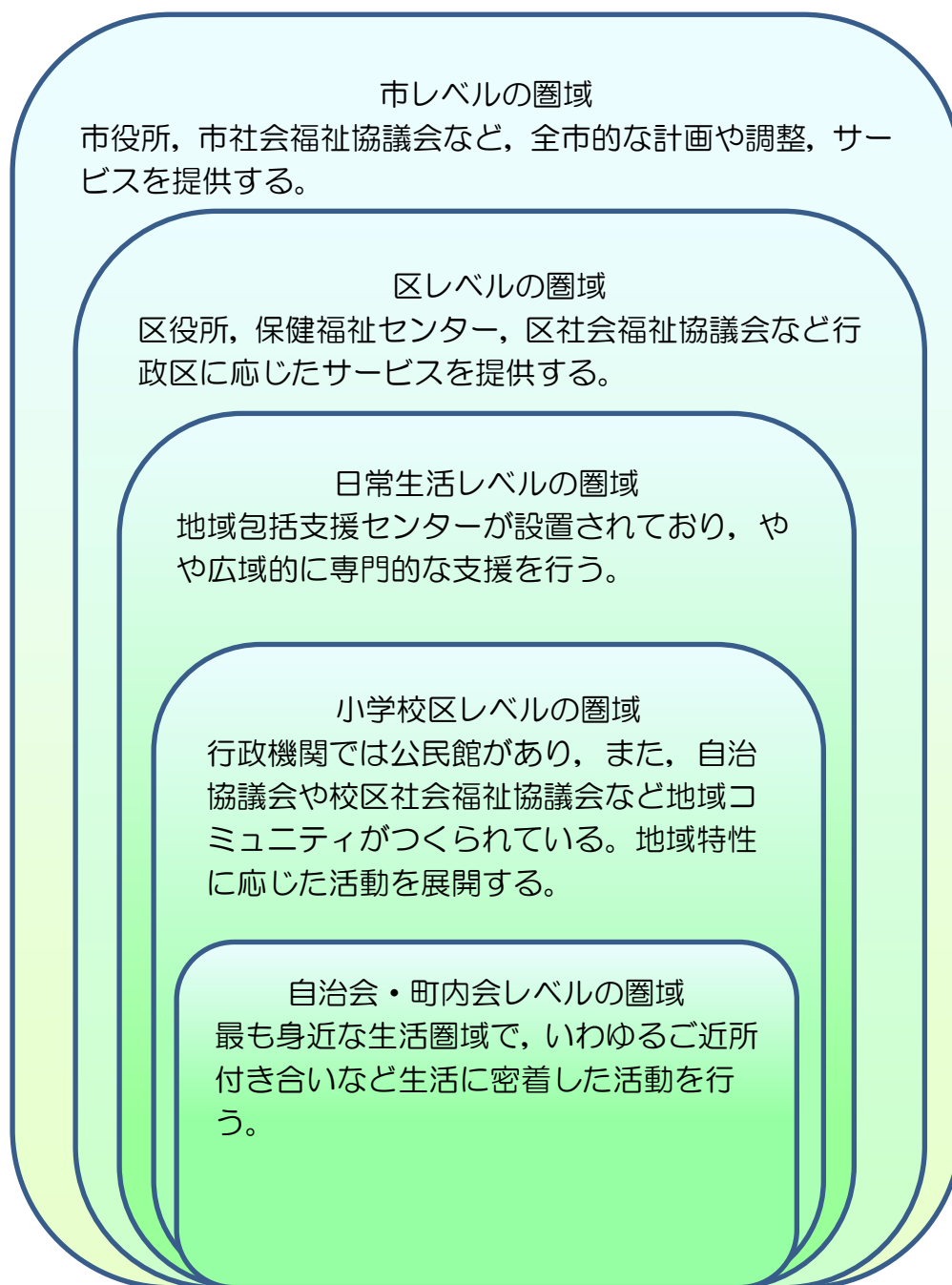
5 圏域間の連携

「地域」と言っても、人によってその範囲は様々です。

福岡市では効率的・効果的な地域福祉活動が展開できるよう、市域を以下の5つの圏域に区分し、重層的に捉えていきます。

各層の役割分担は、最も身近な地域として交流や地域活動を行う範囲の「自治会・町内会レベルの圏域」から、市全体としての課題解決を行う「市レベルの圏域」まで、以下のとおり整理します。

また、各層間の連携の仕組みを整備します。



第2章 施策各論

基本目標1 市民の福祉意識の醸成と環境づくり

〈現状と課題〉

○単身世帯の増加や本市の特徴でもある定住率の低さなどにより、人間関係が希薄化し、地域コミュニティへの関心が低下している。

〈関連データ：1, 2, 3, 4, 5〉

- ・市民の福祉意識を高めていく必要がある。
- ・地域福祉が身近なものと感じていけるように、子どもたちから地域への愛着や福祉について学んでいける環境を整えていく必要がある。

○現在、地域での見守り活動などの地域福祉活動が行われているが、地域活動者の後継者不足、担い手の高齢化などにより人材が不足している。

〈関連データ：6, 7〉

- ・新たな担い手を確保していく必要がある。
- ・地域リーダーの育成など人材のスキルアップを図っていく必要がある。

○福岡市においては、「みんながやさしい、みんなにやさしいユニバーサル都市・福岡」を目標像として掲げているが、施設ごとにバリアフリー化が行われ、連続的なバリアフリー化が図られていないところがある。

また、点字ブロック上に駐輪を行っているなどソフト面での対策が不十分である。

〈関連データ：8, 9, 10〉

○平成26年の入国した外国人の数は、100万人を突破し、3年連続で過去最高を更新し、前年比33.0%増となるなど、外国人も多い都市である。

〈関連データ：11〉

- ・今後も都市施設のバリアフリー化や「心のバリアフリー」を推進するなど、誰にでも快適な環境づくりを推進していくことが必要である。

〈施策の方向性〉

- ・市民が地域福祉を学び、関心を高めていく仕組みを整えるとともに、市民が主体的に地域活動に参加できるように、地域活動の普及・啓発を推進する。
- ・また、地域福祉を担う人材について、元気高齢者や若者の活用など新たな人材の発掘や育成に取り組むとともに、人材のスキルアップを図っていく。
- ・誰にでもやさしい地域づくりをしていくため、年齢、性別、能力、背景等に関わらず、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの理念による地域づくりを推進していく。

施策 1-1 福祉意識の醸成

- 福祉教育の充実
- 地域福祉活動の普及・啓発

施策 1-2 人材の育成・確保

- 地域で活躍する担い手の育成支援
- 新たな担い手の確保

施策 1-3 ユニバーサルデザインの理念による地域づくり

- 誰もが暮らしやすい生活環境整備
- 「心のバリアフリー」の推進

基本目標2 地域での助け合い・支え合い活動の推進

〈現状と課題〉

○現在、自治協議会を中心に、敬老会、夏祭りなど、住民主体による様々な活動が行われているが、参加者が減少している。

〈関連データ：12, 13, 14〉

○市民意識調査において、地域での助け合い・支え合い活動への参加や近所づきあいについては、半数以上の人たちが参加したい、近所づきあいをしたいと考えている。

〈関連データ：5, 15, 16, 17〉

- ・近所同士が必要なときに手助けできる関係性をつくる必要がある。
- ・地域活動への参加者を増やしていき、日頃の近所同士のつながりを充実させ、地域での助け合い・支え合い活動を充実させていく必要がある。
- ・地域活動への参加のきっかけづくりが必要である
- ・校区社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員や自治協議会、自治会・町内会など地域で活動する団体間の連携について、充実を図っていく必要がある。

○福祉サービスについては、民間ビジネスとの組み合わせにより、より良好なサービスを提供する先進的な取組も始まっている。

- ・民間のビジネスの力を今後さらに活用することが必要である。

○見守りや認知症対策としてＩＣＴ（情報通信技術）の活用が始まっており、公衆無線ＬＡＮやウェアラブル端末の普及などにより、ＩＯＴ（インターネット化）分野への期待が高まっている。

- ・ＩＣＴ技術等を活用した新たなサービス創出を促進していく必要がある。

○東日本大震災の影響などにより、地域の絆や共助に関する市民の関心や地域コミュニティに対する期待は高まっている一方で、少子高齢化や核家族化の進行、単身世帯の増加などにより、社会とのつながりが少なく、必要な支援が受けられずに孤立してしまっている人もいる。

〈関連データ：1, 2, 3, 4, 17, 23〉

- ・要援護者に対し、日常的な見守り活動などの支援や災害時の支援体制を構築する必要がある。

〈施策の方向性〉

- ・身近な地域活動への関心を高め、幅広い世代の多くの住民がまちづくりに参加し日頃からの住民相互の顔の見える関係づくりに向けた取組を進める。
- ・地域活動を行っている団体を支援するとともに、団体間の連携の強化を図る。
- ・企業等との連携による新たなサービスの創出について検討していく。
- ・要援護者を把握し、関係者で情報を共有し、支援する体制を作っていく。

施策 2-1 地域活動への参加の促進

○地域の魅力づくり

○市民が地域活動に参画できるきっかけや環境づくり

施策 2-2 住民相互の顔の見える関係づくり

○自治会・町内会など小さなコミュニティを大切にした地域の絆づくり

○地域住民の交流の場づくり等の推進

○集合住宅入居者と地域との関わりの推進

施策 2-3 持続可能な支え合いの仕組みづくり

○地域で支え合うネットワークの充実

施策 2-4 地域福祉団体等への支援や団体間の連携強化

○地域活動団体への支援

○民生委員・児童委員の活動支援

○福岡市社会福祉協議会・各区社会福祉協議会との連携

施策 2-5 多様な主体の参画による新たなサービスの創出

○企業等との連携による新たなサービスの創出

施策 2-6 要援護者の支援対策

○地域の要援護者等の把握

○要援護者の地域活動への参加

○災害時の要援護者支援対策の推進

基本目標3 必要なサービスが受けられる仕組みづくり

〈現状と課題〉

○地域での日常生活を支えるための福祉サービスについては、行政や社会福祉法人、ボランティア団体など多様な主体から提供されている。

また、市民の情報入手の方法は、紙媒体、電子媒体など、年代や個人の状況によって様々である。

〈関連データ：18, 23〉

- ・市民一人ひとりが、多くのサービスの中から、適切なサービスにアクセスできるようにする必要がある。

○自分が今抱えている悩みについて、家族以外の地域の人や行政機関に相談する人は少ない。

〈関連データ：19, 20, 23〉

- ・誰もが気軽に相談できるよう、相談の窓口の周知や相談機能の充実などの取り組みが必要である。

○成年後見制度申立件数は年々増加しており、後見人も「家族」から「専門職」へと大きくシフトしている。

〈関連データ：21〉

- ・成年後見制度の普及に向けた仕組みづくりが必要である。

○近年の厳しい経済・雇用状況により収入が減った、または、主たる生計維持者が病気により稼働できなくなったなどにより生活に困窮しているが、どのように解決していけばよいかかわからず、経済的に困り、生活保護へ至る場合がある。

〈関連データ：8, 22〉

- ・生活に困窮している人たちが、生活保護に至ることなく、いち早く課題解決に結び付けられるように支援していく仕組みづくりが必要である。

〈施策の方向性〉

- ・サービスを必要とする市民が、必要な時に、適切な内容のサービスにアクセスできるよう、情報入手の手段が誰にでもわかりやすく、また、様々な媒体により情報提供される仕組みづくりを進める。
- ・判断能力に不安を感じた人が必要な支援を受けられるために、権利擁護体制を充実する取組みを進める。
- ・生活困窮者の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施し、支援対象者の自立の促進を図る。

施策 3-1 **必要なサービスが必要な人に届く情報提供や案内の充実**

- 市民一人ひとりへの適切な情報提供
- 相談窓口の周知や相談機能の充実
- 良好なサービスの提供

施策 3-2 **権利擁護体制の充実**

- 虐待の防止
- 権利擁護体制の仕組みの周知と利用促進

施策 3-3 **生活困窮者への支援対策**

- 生活困窮者に対する自立支援